

令和4年8月定例会 教育長報告

◆ 8月の主な活動

- 7日 第11回高等学校応援団フェスティバル（静岡市民文化会館）〔教育長〕
- 18日 第1回総合教育会議（静岡庁舎）〔教育長・委員〕
- 23日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

◆ 9月の主な予定

- 2日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 17日 静岡市立両河内小中学校開校式典（静岡市立両河内小中学校）〔教育長〕

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和4年8月23日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 両河内地区における小中一貫校の整備に伴い、令和3年市議会9月議会で「静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例」が議決されたが、当条例附則において、第2条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することと規定されていることから、本規則において施行日を定める。

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
------	-----	------------

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	両河内地区における小中一貫校の整備に伴い、令和3年市議会9月議会で「静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例」が議決されたが、当条例附則において、第2条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することと規定されていることから、本規則において施行日を定める。
4 施行期日	令和4年9月1日
5 制定改廃の概要	静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第70号）第2条の規定の施行期日は、令和4年9月1日とする。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項 学校教育法施行令第25条第1項第1号
8 予算措置等特記事項	(1) 令和3年度決算額 34,120千円（校舎改修等） (2) 令和4年度当初予算 52,430千円（外構改修等） (3) 令和3～4年度継続費 463,989千円（小学校棟建設） (R3決算:188,967千円、R4:275,022千円) (4) 第3次総合計画・分野別計画5子ども・教育「(仮称)両河内小中一貫建設事業」にて位置付け

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第70号）第2条の規定の施行期日は、令和4年9月1日とする。

議案第157号

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月15日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立清水中河内小学校	静岡市清水区中河内2583番地の1
静岡市立清水西河内小学校	静岡市清水区西里143番地
静岡市立清水和田島小学校	静岡市清水区和田島611番地

を

」

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市清水区和田島611番地
--------------	----------------

に

」

改める。

第2条 静岡市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市清水区和田島611番地
--------------	----------------

を

」

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市清水区和田島303番地
--------------	----------------

に

」

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

教育委員会事務の点検・評価について

教育委員会事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書を次のとおり作成し、議会に提出するとともに公表する。

令和 4 年 8 月 2 3 日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 提案内容 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の令和 3 年度の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、報告書を作成するものである。報告書については、市議会に提出するとともに公表する。
- 2 報告書 別添のとおり

令和4年度点検・評価における学識評価について

- 1 学識評価が「S」の取組 …なし
- 2 学識評価が「A」の取組 …19事業
下記3以外の全ての事業

3 学識評価が「B」の取組 …3事業

(1) 学識評価と自己評価が異なる事業

- ・No. 28 コミュニティ・スクールの推進（自己評価A）…P42

＜学識評価と自己評価が異なる理由＞

目標値は「地域とともにある学校づくりを意識している学校」を設定しているが、地域や保護者の意識が高まっているかは不明であり、「支援」から「協働」の意識を高める必要がある。

- ・No. 45 地域の実情を踏まえた防災教育の推進（自己評価A）…P56

＜学識評価と自己評価が異なる理由＞

防災アドバイザーの派遣は、要請があった学校だけではなく、計画的に全校訪問した方がよいのではないか。

(2) 学識評価と自己評価が同じ事業

- No. 36 社会教育の推進（スポーツ推進計画の推進）（自己評価B）…P46

4 学識評価が「C」の取組 …なし

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和4年8月23日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和3年6月11日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）に基づき、定年引上に関連して、同日付国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）に規定された国家公務員の定年引上げに伴う60歳超の職員の給与等の取扱いと均衡を図る形で、高等学校の教育職員等の給与に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
------	-----	------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市教育職員の給与に関する条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、再任用職員の定義を変更するほか、一般職の職員の給与に関する法律一部改正における国家公務員の60歳超の職員の給与水準が当分の間60歳時点の7割水準となること等に準じて規定を整備する必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。 ・ 第8条第1項中「特殊勤務手当、教育業務連絡指導手当及び兼務手当」を「特殊勤務手当及び教育業務連絡指導手当」に改め、同条中第6項及び第7項を削り、第8項を第6項とし、第9項を第7項とし、第10項を第8項とする。 ・ 第8条の2第2項中「において準用する給与条例第28条第4項」を削る。 ・ 第10条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 ・ 別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 ・ 60歳超の職員の給与水準が当分の間60歳時点の7割水準や、管理監督職勤務上限年齢調整額に関する附則を新設する。 ・ 暫定再任用職員に関する経過措置の附則を新設する。

審査議案	第 号	静岡市例規集 卷 頁
6 法的な検討 事項		
7 関係する法 令・条例等	<ul style="list-style-type: none">・ 地方公務員法・ 一般職の職員の給与に関する法律・ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例	
8 予算措置等 特記事項		

議案第 号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。

第8条第1項中「、教育業務連絡指導手当及び兼務手当」を「及び教育業務連絡指導手当」に改め、同条中第6項及び第7項を削り、第8項を第6項とし、第9項を第7項とし、第10項を第8項とする。

第8条の2第2項中「において準用する給与条例第28条第4項」を削る。

第10条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

（特定日以後における給料の取扱い）

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置と

してこの条例その他の条例の規定において異なる給料月額の設定がある場合は、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 静岡市職員の定年等に関する条例(令和4年静岡市条例第 号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第14項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料

として支給する。

15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1中

「

再任用職員以外の職員		円	円	円	円
------------	--	---	---	---	---

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---

に、

」

「

再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		232,800円	273,100円	329,900円	414,000円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第10項から第16項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第3項に定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市教育職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 条例第259号</p> <p>（初任給及び昇給等の基準）</p> <p>第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合又は一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員</p>	<p>○静岡市教育職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 条例第259号</p> <p>（初任給及び昇給等の基準）</p> <p>第6条 1～2（略）</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員</p>

会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(再任用職員の給料月額)

第7条 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額

に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条 (削除)

法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条 特殊勤務手当の種類は、特殊業務手当、教育業務連絡指導手当及び兼務手当とする。

第8条の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員で、次に掲げるものについては、第14条において準用する静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第28条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とする。

(1) 職務の級が3級以上であるもの

(2) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号に掲げる者に相当する職員として教育委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第14条において読み替えて準用する給与条例第31条第2項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、前項中「第28条第4項」とあるのは「第31条第3項において準用する給与条例第28条第4項」と読み替えるものとする。

2 特殊業務手当は、高等学校に所属する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務のものに限る。）及び実習助手のうちその職務の級が高等学校等教育職給料表の2級又は1級であるものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい

第8条 特殊勤務手当の種類は、特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当とする。

第8条の2 (略)

(略)

(略)

2 前項の規定は、第14条において読み替えて準用する給与条例第31条第2項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、前項中「第28条第4項」とあるのは「第31条第3項 _____」と読み替えるものとする。

2～5 (略)

負担を与えるとして教育委員会規則で定めるものに該当するときに支給する。

(1) 高等学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの

ア非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し実施するものに限る。）において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 教育委員会が定める対外運動競技等において、生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日（勤務時間条例第3条の規定による週休日をいう。）、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日変わる代休日）若しくはこれに相当する日（以下この項において「週休日等」という。）に行うもの

(4) 高等学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で、週休日等又は正規の勤務時間が勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）である日に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は正規の勤務時間が半日勤務時間である日に行うもの

3 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき8,000円（同項第1号アの業務に従事した場合において、被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の別に定めるものに限る。）の際に心身に著しい負担を与えると教育委員会が別に定める業務に従事したときは、従事した日1日につき16,000円）を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める額とする。

4 教育業務連絡指導手当は、教育委員会規則で定める主任等で、その職務が困難であると教育委員会規則で定める職務を担当する教諭又は養護教諭が当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

5 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき200円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

ウ生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し実施するものに限る。）において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 教育委員会が定める対外運動競技等において、生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日（勤務時間条例第3条の規定による週休日をいう。）、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日変わる代休日）若しくはこれに相当する日

(以下この項において「週休日等」という。)に行うもの

(4) 高等学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒に対する指導業務で、週休日等又は正規の勤務時間が勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間(以下「半日勤務時間」という。)である日に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は正規の勤務時間が半日勤務時間である日に行うもの

3 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき8,000円(同項第1号アの業務に従事した場合において、被害が特に甚大な非常災害(教育委員会の別に定めるものに限る。)の際に心身に著しい負担を与えると教育委員会が別に定める業務に従事したときは、従事した日1日につき16,000円)を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める額とする。

4 教育業務連絡指導手当は、教育委員会規則で定める主任等で、その職務が困難であると教育委員会規則で定める職務を担当する教諭又は養護教諭が当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

6 兼務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 昼間授業又はその補助を本務として担当する職員が夜間授業又はその補助勤務に従事した場合

(2) 夜間授業又はその補助を本務として担当する職員が昼間授業又はその補助勤務に従事した場合

(削除)

7 前項に規定する手当の額は、従事した時間1時間につき2,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

8 第2項に規定する特殊業務手当の額は、勤務時間又は勤務状況によりこれを減額して支給することができる。

9 前項に規定する特殊業務手当の調整の基準は、教育委員会規則で定める。

10 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの合併前の静岡市教職員の給与に関する条例（昭和32年静岡市条例第35号。以下「静岡市給与条例」という。）又は清水市職員の給与に関する条例（昭和27年清水市条例第3号。以下「清水市職員給与条例」という。）、清水市立商業高等学校の教育職員の給与に関する条例（昭和47年清水市条例第3号。以下「清水市高校給与条例」という。）若しくは清水市立幼稚園の教育職員の給与等に関する条例（昭和47年清水市条例第2号。以下「清水市幼稚園給与条例」という。）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた給与については、なお合併前の条例の例による。

(削除)

6 第2項に規定する特殊業務手当の額は、勤務時間又は勤務状況によりこれを減額して支給することができる。

7 前項に規定する特殊業務手当の調整の基準は、教育委員会規則で定める。

8 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1～9（略）

3 施行日の前日において合併関係市（合併前の静岡市又は清水市。以下同じ。）の職員であった者で引き続き本市に採用された職員（次項から附則第6項までにおいて「継続採用職員」という。）のうち、施行日の前日において合併前の条例の規定による給料表の適用を受けていた職員の施行日における職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が別に定める。

4 継続採用職員のうち、施行日の前日において合併前の条例の規定によりその者が属していた職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は教育委員会が別に定める。

5 教育委員会は、前2項の規定により決定された職員の職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間について、継続採用職員間にそれぞれ採用されていた合併関係市の給与に関する制度の相違によって不均衡が生じている場合には、他の職員との権衡を考慮し、施行日以後できるだけ早期に所要の調整を行うものとする。

（育児休業等の取扱い）

6 継続採用職員のうち、施行日の前日において育児休業中の職員及びその他教育委員会の定める職員の取扱いは、他の職員との権衡を失しない範囲で教育委員会が別に定める。

（由比町の編入に伴う経過措置）

7 由比町の編入の日（次項から附則第9項までにおいて「編入日」という。）の前日までに、編入前の由比町の幼稚園職員に対して編入前の由比町職員の給与に関する条例（昭和32年由比町条例第151号。以下この項及び次項までにおいて「編入前の条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた給与については、なお編入前の条例の例による。

8 編入日の前日において編入前の由比町の職員であった者で引き続き本市に採用された職員（次項において「継続採用職員」という。）のうち、編入日の前日において編入前の条例の規定による給料表の適用を受けていた職員の編入日における職務の級、号給及び給料の月額、教育委員会が別に定める。

（由比町の編入に伴う育児休業等の取扱い）

9 継続採用職員のうち、編入日の前日において育児休業中の職員その他教育委員会の定める職員の取扱いは、他の職員との権衡を失しない範囲で教育委員会が別に定める。

（新設）

（新設）

（特定日以後における給料の取扱い）

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置としてこの条例その他の条例の規定において異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときは

(新設)

これを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(新設)

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(新設)

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項

	<p><u>の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>14 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>15 <u>附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>16 <u>附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附 則</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(施行期日)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第10項から第16項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改</u></p>

(新設)

(新設)

(新設)

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

【別記1 参照】

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第7条に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前提任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第2項に規定する給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第3項に定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

【別記1 参照】

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

【別記1】

現行

再任用職員以外の職員		円	円	円	円
------------	--	---	---	---	---

再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

改正後

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		232,800円	273,100円	329,900円	414,000円

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和4年8月23日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和3年6月11日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）に基づき、定年引上に関連して、同日付国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）に規定された国家公務員の定年引上げに伴う60歳超の職員の給与等の取扱いと均衡を図る形で、小学校及び中学校の教育職員等の給与に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
------	-----	------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、再任用職員の定義を変更するほか、一般職の職員の給与に関する法律一部改正における国家公務員の60歳超の職員の給与水準が当分の間60歳時点の7割水準となること等に準じて規定を整備する必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。 ・第14条中「再任用職員短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 ・別表第1・別表第2・別表第3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、定年前再任用短時間勤務職員の「給料月額」を「基準給料月額」に改める。 ・60歳超の職員の給与水準が当分の間60歳時点の7割水準や、管理監督職務上限年齢調整額に関する附則を新設する。 ・暫定再任用職員に関する経過措置の附則を新設する。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法 ・一般職の職員の給与に関する法律 ・静岡市立教育職員の給与に関する条例
8 予算措置等	

審査議案	第	号	静岡市例規集	卷	頁
------	---	---	--------	---	---

特記事項	
------	--

議案第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第5条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。

第10条第2項中「において準用する給与条例第28条第4項」を削る。

第14条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第7条第1項」を「第7条」に、「に100分の2」を「に100分の5を超えない範囲内において市規則で定める割合」に、「その者」を「当該職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

（特定日以後における給料の取扱い）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項

及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置としてこの条例その他の条例の規定において異なる給料月額の設定がある場合は、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第 号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月

額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1中

「

再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
----------------	--	---	---	---	---	---

を

」

「

定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円
--------------------------------	--	---	---	---	---	---

に、

」

「

再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

を

」

改める。

別表第3中

「

再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
------------	--	---	---	---	---	---	---

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---	---	---

に、

」

「

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

」

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700円	215,300円	243,500円	256,900円	282,100円	322,800円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第17項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改

正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第3項に定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月10日 条例第12号</p> <p>（初任給及び昇給等の基準）</p> <p>第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合又は一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うもの</p>	<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月10日 条例第12号</p> <p>（初任給及び昇給等の基準）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うもの</p>

とし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(再任用職員)の給料月額)

第6条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

とし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8（略）

(定年前再任用短時間勤務職員)の給料月額)

第6条（削る）

法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第10条 第4条第1項に規定する各給料表の適用を受ける職員で、次に掲げるものについては、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第28条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とする。

- (1) 小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特2級以上であるもの
- (2) 小学校中学校行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの
- (3) 小学校中学校医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
- (4) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前3号に掲げる者に相当する職員として教育委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第31条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前項中「第28条第4項」とあるのは「第31条第3項において準用する給与条例第28条第4項」と読み替えるものとする。

第10条（略）

2 前項の規定は、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第31条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前項中「第28条第4項」とあるのは「第31条第3項
__」と読み替えるものとする。

第14条 表【別記1】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(旧県費負担教職員の職務の級及び号給の切替え等)
- 2 平成29年4月1日(以下この項から附則第4項まで、第7項、第8項及び第11項において「権限移譲日」という。)の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による改正前の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者で権限移譲日において引き続き本市の職員であるもの(次項から附則第10項までにおいて「旧県費負担教職員」という。)のうち、権限移譲日の前日において職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)又は静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)(附則第4項から第8項までにおいてこれらを「権限移譲前の県条例」という。)の規定による給料表の適用を受けていた職員の権限移譲日における職務の級、号給又は給料月額は、教育委員会が別に定める。
(育児休業等の取扱い)
- 4 旧県費負担教職員の扶養親族で、権限移譲日の前日までに、権限移譲前の県条例の規定により扶養親族の届出をし、当該旧県費負担教職

第14条 表【別記1】

附 則

1～16 (略)

員の扶養親族として認定されているものについては、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例により届出がなされ、扶養親族として認定がなされたものとみなす。

(期末手当の取扱い)

- 5 旧県費負担教職員のうち、平成28年12月2日以後権限移譲前の県条例の適用を受ける職員であった者については、当該職員であった期間をこの条例の適用を受ける職員であった期間とみなし、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第28条の規定を適用する。

(勤勉手当の取扱い)

- 6 旧県費負担教職員のうち、平成28年12月2日以後権限移譲前の県条例の適用を受ける職員であった者については、当該職員であった期間をこの条例の適用を受ける職員であった期間とみなし、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第31条の規定を適用する。

(経過措置)

- 7 旧県費負担教職員のうち、その者の受ける給料月額が権限移譲日の前日において権限移譲前の県条例の規定に基づき受けていた給料月額とこれらの条例の一部改正に伴う経過措置として支給される給料との合計額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 旧県費負担教職員のうち、次の各号に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）で、その者の受ける給料月額が当該各号に定める額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（1）権限移譲日の前日においてその職務の級が権限移譲前の県条例の規定により行政職給料表の5級であった職員で、附則第2項の規定により教育委員会が定めた職務の級がこの条例の小学校中学校行政職給料表の4級であるもの 権限移譲日の前日において権限移譲前の県条例の規定によりその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給を、この条例の規定による小学校中学校行政職給料表において適用した場合に、その者に支給されることとなる給料月額

（2）権限移譲日の前日においてその職務の級が権限移譲前の県条例の規定により医療職給料表（2）の6級であった職員で、附則第2項の規定により教育委員会が定めた職務の級がこの条例の小学校中学校医療職給料表の5級であるもの 権限移譲日の前日において権限移譲前の県条例の規定によりその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給を、この条例の規定による小学校中学校医療職給料表において適用した場合に、その者に支給されることとなる給料月額

9 旧県費負担教職員（前2項に規定する職員を除く。）について、前2項による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる

ときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 旧県費負担教職員が、附則第7項及び第8項の規定による給料（前項の規定により支給される給料を含む。）のいずれの支給も受けることとなる場合においては、いずれか有利な給料をもって支給する。

11 権限移譲日以後に新たにこの条例の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して附則第7項から前項までの規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、附則第7項から前項までの規定に準じて、給料を支給する。

（静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

12 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中「」第14条」を「。以下「教育職員給与条例」という。）第14条及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条」に改める。

（静岡市職員の給与に関する条例の一部改正）

13 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「者」の次に「、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等

の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の適用を受ける者」を加える。

（静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

14 静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）」を「、静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）」に改める。

（給料月額の特例）

15 当分の間、別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

16 前項の規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（新設）

（新設）

（特定日以後における給料の取扱い）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置としてこの条例その他の条例の規定において異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときは

(新設)

これを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(新設)

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(新設)

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項

	<p><u>の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>
(新設)	<p>21 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
(新設)	<p>22 <u>附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
(新設)	<p>23 <u>附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>
(新設)	<p>24 <u>附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
(新設)	<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>

(新設)	<p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> (経過措置)</p>
(新設)	<p>2 <u>この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第17項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</u></p>
(新設)	<p>3 <u>改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>
(新設)	<p>4 <u>改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第3項に定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
(新設)	<p>5 <u>附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
<p>別表第1（第4条関係） 小学校中学校教育職給料表</p>	<p>別表第1（第4条関係） 小学校中学校教育職給料表</p>

【別記2 参照】

備考

- 1 この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

【別記3 参照】

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3（第4条関係）

小学校中学校医療職給料表

【別記4 参照】

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

【別記2 参照】

備考

- 1 この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

【別記3 参照】

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3（第4条関係）

小学校中学校医療職給料表

【別記4 参照】

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

【別記1】

現行

第14条	給与条例第13条	給与条例第12条第2項中「給料月額（再任用短時間勤務職員にあっては、 <u>第7条第1項の規定による給料月額</u> ）に <u>100分の2</u> を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた <u>その者の勤務時間</u> を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする」とあるのは「給料月額の100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする」と、給与条例第13条
------	----------	---

改正後

第14条	給与条例第13条	給与条例第12条第2項中「給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、 <u>第7条の規定による給料月額に100分の5を超えない範囲内において市規則で定める割合を乗じて得た額</u> （定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた <u>当該職員</u> の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする」とあるのは「給料月額の100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする」と、給与条例第13条
------	----------	--

【別記2】

現行

再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
----------------	--	---	---	---	---	---

再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

改正後

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---	---

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		225,200円	271,100円	298,100円	324,400円	405,200円

【別記3】

現行

再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
------------	--	---	---	---	---	---	---

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

改正後

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---	---	---

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		187,700円	215,200円	255,200円	274,600円	289,700円	315,100円

【別記4】

現行

再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
------------	--	---	---	---	---	---	---

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

改正後

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
--------------------	--	---	---	---	---	---	---

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700円	215,300円	243,500円	256,900円	282,100円	322,800円

に

静岡市立学校の教育職員の給与に関する特別措置条例の一部改正について

静岡市立学校の教育職員の給与に関する特別措置条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和4年8月23日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和3年6月11日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）に基づき、定年引上に関連して、同日付国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）に規定された国家公務員の定年引上げに伴う60歳超の職員の給与等の取扱いと均衡を図る形で、小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
------	-----	------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、教職調整額の計算の基礎となる給料月額の特例を設けるほか、規定を整備する必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条から「並びに法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「及び法第22条の4第1項」に、「もの（以下、再任用短時間勤務職員」という。）」を「職員」に改める。 ・附則に教職調整額の算定基礎について、「給料月額」に「管理監督職勤務上限年齢調整額」が含まれる規定を入れる。 ・附則に暫定再任用職員についての経過措置（暫定再任用職員も教職調整額受給者に含まれる）の規定を入れる。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法 ・静岡市教育職員の給与に関する条例 ・静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例
8 予算措置等特記事項	

議案第 号

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「及び法第22条の4第1項」に、「もの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

（教育職員給与条例及び小中学校教育職員等給与条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 教育職員給与条例附則第12項、第14項若しくは第15項又は小中学校教育職員等給与条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員給与条例附則第12項、第14項及び第15項並びに小中学校教育職員等給与条例附則第19項、第21項及び第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例 平成15年4月1日 条例第260号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者並びに法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）及び実習助手をいう。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>○静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例 平成15年4月1日 条例第260号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び法第22条の4第1項 _____に規定する短時間勤務の職を占める職員 _____に限る。）及び実習助手をいう。</p> <p>附 則 <u>（教育職員給与条例及び小中学校教育職員等給与条例の一部改正に伴う経過措置）</u></p> <p>4 教育職員給与条例附則第12項、第14項若しくは第15項又は小中学校教育職員等給与条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員給与条例附則第12項、第14項及び第15項並びに小中学校教育職員等給与条例附則第19項、第21項及び第22項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p><u>（施行期日）</u></p>

(新設)

(新設)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

静岡市立教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について

静岡市立教育職員等の退職手当に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和4年8月23日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和3年6月11日付地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）に基づき、定年引上に関連して、同日付国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）に規定された国家公務員の定年引上げに伴う60歳超の職員の給与等の取扱いと均衡を図る形で、小学校、中学校及び高等学校の教育職員の退職手当に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部改正をしようとするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
------	-----	------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市教育職員等の退職手当に関する条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、関連する規定を改める必要がある。
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> 第2条中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を削除。 第4条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える 附則に次の文を加える。「静岡市教育職員の給与に関する条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。」 暫定再任用職員の扱いにかかる内容を経過措置として附則に新設する。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法
8 予算措置等特記事項	

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」を削る。

第4条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の改定の特例）

- 11 静岡市教育職員の給与に関する条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の静岡市教育職員等の退職手当に関する条例第2条の規定の適用については、同条中「もの」とあるのは、「もの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市教育職員等の退職手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 条例第262号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員等」とは、静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>）をいう。</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教育職員等としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2 <u>地方公務員法</u> 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員並びに同法第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、地方</p>	<p>○静岡市教育職員等の退職手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 条例第262号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員等」とは、静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち常時勤務に服することを要するもの _____</p> <p style="text-align: right;">_____をいう。</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教育職員等としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員並びに同法第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、地方</p>

公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項の規定により臨時的に任用された職員のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（第8条において準用する静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号。以下「職員の退職手当支給条例」という。）第3条第2項に規定する者を含む。以下この項において「会計年度任用職員等」という。）が引き続いて教育職員等となり、通算して12月を超える期間勤務したものである場合には、その会計年度任用職員等としての引き続いて勤務した期間は、前項に規定する教育職員等としての引き続いた在職期間に通算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の静岡市教育職員の退職手当に関する条例（昭和37年静岡市条例第37号）、清水市職員退職手当支給条例（昭和58年清水市条例第23号）又は清水市教育職員の退職手当に関する条例（昭和37年清水市条例第32号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた退職手当については、合併前の条例の

公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項の規定により臨時的に任用された職員のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（第8条において準用する静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号。以下「職員の退職手当支給条例」という。）第3条第2項に規定する者を含む。以下この項において「会計年度任用職員等」という。）が引き続いて教育職員等となり、通算して12月を超える期間勤務したものである場合には、その会計年度任用職員等としての引き続いた在職期間に通算する。

附 則

1～10（略）

例による。

- 3 施行日の前日において合併前の条例の適用を受けていた者で引き続きこの条例の適用を受けることとなるものの合併前の条例による退職手当の算定の基礎となる在職期間については、この条例による退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する。
- 4 平成16年3月31日に国立大学法人法附則別表第1の上欄に掲げる機関（次項において「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人の職員として在職した後引き続いて教育職員等となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人の職員としての引き続いた在職期間を教育職員等としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（平16条例53・追加、平29条例34・一部改正）

- 5 旧機関の職員が、第4条第3項に規定する事由によって引き続いて教育職員となり、かつ、引き続いて教育職員として在職した後引き続いて国立大学法人の職員となった場合において、その者の教育職員としての勤続期間が、当該国立大学法人の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該

国立大学法人の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、別に定める場合を除き、この条例による退職手当は、支給しない。

(平16条例53・追加、平27条例85・一部改正)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 6 由比町の編入の日の前日において静岡縣市町総合事務組合退職手当条例（昭和37年静岡縣市町村職員退職手当組合告示第9号。以下この項において「組合条例」という。）の適用を受けていた者で引き続きこの条例の適用を受けることとなるものの組合条例による退職手当の算定の基礎となる在職期間については、この条例による退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する。

(平20条例148・追加)

(市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置)

- 7 平成29年4月1日（以下この項から附則第9項までにおいて「権限移譲日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者で権限移譲日において引き続き本市の職員であるもの（次項及び附則第9項において「旧県費負担教職員」という。）の静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号。静岡縣市町立学校教職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第13号）第2条に

において準用する場合を含む。次項及び附則第9項において「権限移譲前の県条例」という。)による退職手当の算定の基礎となる在職期間については、この条例による退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する。

(平29条例34・追加)

- 8 旧県費負担教職員が権限移譲日以後に退職した場合において、その者が権限移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における権限移譲前の県条例の規定による給料の月額並びに同日までの勤続期間及び基礎在職期間を基礎として、権限移譲前の県条例の規定により計算した退職手当の額が、第8条において準用する職員の退職手当支給条例第5条から第8条まで、第10条及び第11条並びに附則第15項から第18項までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(平29条例34・追加)

- 9 権限移譲日以後に新たに教育職員等となった者又は権限移譲日の前日においてこの条例若しくは職員の退職手当支給条例の適用を受けていた者で静岡市教育委員会が別に定めるものについて、任用の事情等を考慮して前項の規定による退職手当を支給される旧県費負担教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、退職手当を支給する。

(平29条例34・追加)

10 小中学校教育職員等給与条例附則第7項から第11項までの規定により給料として支給される差額に相当する額は、この条例の規定による給料の月額には含まないものとする。ただし、第8条において準用する職員の退職手当支給条例第12条第2項に規定する小中学校教育職員等給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(給料月額の改定の特例)

11 静岡市教育職員の給与に関する条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の静岡市教育職員等の退職手当に関する条例第2条の規定の適用については、同条中「もの」とあるのは、「もの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

議案第 1 0 号

令和 4 年度補正予算案について

令和 4 年度補正予算（9 月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 4 年 8 月 2 3 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

1 補正予算の概要

別紙「繰越明許費（追加）」のとおり

繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費	和整 田備 島自 然業 の家費	千円 32,000

その他①

令和4年度全国学力・学習状況調査の結果報告について

令和4年4月19日に行われた、令和4年度全国学力・学習状況調査の静岡市全体の結果について別紙のとおり報告します。

令和4年度全国学力・学習状況調査 静岡市全体の結果

1 調査日 令和4年4月19日（火）

2 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況との比較を通して本市の結果を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

3 調査を実施した学校・児童生徒数

静岡市	学校数	児童生徒数
小学校6年生	83/83校	5,183人
中学校3年生	43/43校	4,528人

4 調査内容

- (1) 教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）
- (2) 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

5 全体の傾向

- ・本市の学力の状況については、全国と比べて概ね良好である。
- ・本市の学習状況調査の中で、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童の割合は全国を下回り、生徒の割合は全国と同等である。
- ・本市の学校質問紙調査の中で、「前年度までに、近隣等の中学校[小学校]と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取り組みを行った」と回答した学校の割合は全国を大きく上回っている。また、「教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組を行った」と回答した学校の割合も、全国を大きく上回っている。

6 学力向上に向けた今後の取組

- (1) 静岡市教育委員会
 - ・学力向上専門家委員会（8月開催）等により結果分析を行い、教育施策の検証改善を進める。
 - ・調査結果の公表と活用について、全校を対象に通知する。
 - ・調査結果をもとに、静岡型小中一貫教育の取組に活かす。
 - ・調査結果を活用し、学力向上支援事業（学力向上専門家委員による学校支援）に取り組む。
- (2) 各学校
 - ・校内研修や校内検証改善委員会等において自校の結果を分析し、調査結果を自校の教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげ、継続的な検証改善サイクルの確立を推進する。
 - ・児童生徒へ結果（個票）を返却し、個別指導に役立てる。
 - ・9月末までに自校の分析結果、改善方策を公表し、地域・保護者と成果及び課題を共有し、連携を図る。
 - ・日常の授業改善を図り、次年度の教育課程編成に反映させる。
 - ・小中一貫教育グループ内で調査結果を共有し、小中一貫教育の検証改善サイクルの確立を推進していく。

【学力の状況】

- ・小学校では、国語と算数は全国の平均正答率と同等であるが、理科は下回っている。
- ・中学校では、国語、数学、理科の全てが全国の平均正答率を上回っている。

小学校：調査結果概要(平均正答率) (%)

		国語		算数		理科
令和4年度	静岡市 (公立)	66		63		62
	静岡県 (公立)	66		63		62
	全国 (公立)	65.6		63.2		63.3
令和3年度	静岡市 (公立)	65		70		
	静岡県 (公立)	65		70		
	全国 (公立)	64.7		70.2		
平成31年度	静岡市 (公立)	66		67		
	静岡県 (公立)	65		66		
	全国 (公立)	63.8		66.6		
平成30年度		国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理科
	静岡市 (公立)	72	57	64	51	60
	静岡県 (公立)	69	56	63	51	60
	全国 (公立)	70.7	54.7	63.5	51.5	60.3

- ・令和2年度は実施していない

中学校：調査結果概要(平均正答率) (%)

		国語		数学		理科
令和4年度	静岡市 (公立)	71		55		52
	静岡県 (公立)	70		54		52
	全国 (公立)	69.0		51.4		49.3
令和3年度	静岡市 (公立)	66		59		
	静岡県 (公立)	66		59		
	全国 (公立)	64.6		57.2		
平成31年度	静岡市 (公立)	76		62		
	静岡県 (公立)	75		62		
	全国 (公立)	72.8		59.8		
平成30年度		国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	理科
	静岡市 (公立)	78	64	68	50	67
	静岡県 (公立)	78	63	68	49	68
	全国 (公立)	76.1	61.2	66.1	46.9	66.1

- ・令和2年度は実施していない

(注) 上記の表は、文部科学省(※)から提供された数値(市と県の平均正答率は小数点以下を四捨五入した結果)を示している。

※平均正答率については、学力面において、細かい桁における微小な差異は、実質的な違いを示すものではないため、国は小数点以下を四捨五入した整数値で結果を提供することとしている。

【学習の状況】

- 1「自分には、よいところがあると思う」と肯定的な回答をした児童の割合は、全国を上回り、生徒の割合は全国を下回っている。
- 2「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童・生徒の割合は全国を下回っている。
- 3「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができる」と回答した児童・生徒の割合は全国を下回っている。
- 4「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童の割合は全国を下回り、生徒の割合は全国と同等である。
- 5「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と肯定的に回答した児童・生徒の割合は全国と同等である。

児童・生徒質問紙調査の概要()内は全国公立 (%)

NO	内 容	年度	小学校6年生		中学校3年生	
			当てはまる	どちらかといえば当てはまる	当てはまる	どちらかといえば当てはまる
1	自分には、よいところがあると思う	R 4	40.5 (39.4)	39.9 (39.9)	36.0 (36.0)	41.2 (42.5)
		R 3	36.4 (36.2)	40.8 (40.7)	37.5 (34.5)	40.6 (41.7)
		H31	42.3 (38.8)	41.9 (42.4)	30.7 (29.0)	45.1 (45.1)
2	将来の夢や目標を持っている	R 4	58.1 (60.4)	20.3 (19.4)	38.9 (39.8)	26.2 (27.5)
		R 3	59.6 (60.2)	20.5 (20.1)	38.5 (40.5)	27.9 (28.1)
		H31	66.2 (65.9)	18.6 (17.9)	42.8 (44.9)	25.8 (25.6)
3	学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができる	R 4	28.4 (33.2)	47.5 (45.0)	21.1 (25.6)	48.9 (49.1)
		R 3	26.3 (32.6)	48.8 (45.7)	20.7 (26.3)	48.7 (48.3)
		H31				
4	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある	R 4	14.4 (17.6)	33.3 (33.7)	11.2 (11.1)	30.2 (29.6)
		R 3	14.5 (17.8)	33.6 (34.6)	11.1 (12.6)	32.0 (31.2)
		H31	14.9 (18.9)	35.5 (35.6)	10.2 (11.5)	26.3 (27.9)
5	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う	R 4	84.3 (83.9)	12.5 (12.9)	79.3 (82.6)	16.2 (13.8)
		R 3	84.7 (84.1)	12.5 (12.7)	79.6 (81.4)	16.3 (14.5)
		H31	86.3 (85.0)	11.5 (12.1)	76.5 (78.3)	18.3 (16.8)

・令和2年度は実施していない

※児童・生徒質問紙調査(69問)の中から「第2期静岡市教育振興基本計画」及び「静岡型小中一貫教育」に関連性の深い項目を取り上げた。

【学校の状況】

- 1「令和3年度全国学力・学習状況調査の自校の結果について、調査対象学年・教科だけでなく、学校全体で教育活動を改善するために活用した」と回答した小学校の割合は、前回と比べ大きく増加している。
- 2「児童[生徒]の姿や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成・実施・評価・改善を図るPDCAサイクルを確立している」と回答した中学校の割合は、全国を上回っている。
- 3「前年度までに、近隣等の中学校[小学校]と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取り組みを行った」と回答した学校の割合は、全国を大きく上回っている。
- 4「児童[生徒]一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業でどの程度活用したか」で、「ほぼ毎日活用した」と回答した、小学校の割合は全国を下回り、中学校の割合は全国と同等である。
- 5「教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組を行った」と回答した学校の割合は、全国を大きく上回っている。

学校質問紙調査の概要()内は全国公立 (%)

No	内 容	年度	小学校6年生			中学校3年生		
			している	どちらか と い え ば し て い る	している	どちらか と い え ば し て い る	している	どちらか と い え ば し て い る
1	令和3年度全国学力・学習状況調査の自校の結果について、調査対象学年・教科だけでなく、学校全体で教育活動を改善するために活用したか	R 4	18.5 (29.9)	77.8 (66.0)	22.0 (23.6)	70.7 (69.1)		
		R 3	15.5 (25.5)	73.8 (66.6)	10.8 (20.3)	81.1 (67.4)		
		H31	42.2 (42.5)	57.8 (54.8)	28.6 (34.5)	71.4 (61.2)		
2	児童[生徒]の姿や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している	R 4	46.9 (29.3)	48.1 (64.9)	31.7 (28.8)	65.9 (64.5)		
		R 3	46.4 (31.1)	53.6 (62.5)	51.4 (29.8)	48.6 (62.9)		
		H31	54.2 (37.3)	44.6 (58.1)	57.1 (33.9)	40.5 (59.5)		
3	前年度までに、近隣等の中学校[小学校]と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取り組みを行ったか	R 4	38.3 (14.9)	51.9 (37.8)	53.7 (22.2)	36.6 (38.9)		
		R 3	33.3 (17.0)	46.4 (42.1)	54.1 (23.5)	35.1 (41.5)		
		H31	32.5 (22.8)	47.0 (42.2)	40.5 (26.1)	35.7 (41.9)		
4	児童[生徒]一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用したか	R 4	53.1 (58.2)	29.6 (26.9)	14.8 (12.6)	56.1 (55.5)	24.4 (25.7)	19.5 (14.4)
		R 3						
		H31						
5	教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組を行ったか	R 4	21.0 (19.8)	70.4 (62.2)	29.3 (18.6)	56.1 (61.1)		
		R 3	34.5 (23.5)	56.0 (62.2)	24.3 (26.3)	62.2 (60.9)		
		H31	27.7 (28.1)	63.9 (61.5)	35.7 (25.3)	52.4 (61.1)		

・令和2年度は実施していない

※学校質問紙調査(小82問/中80問)の中から「第2期静岡市教育振興基本計画」及び「静岡型小中一貫教育」に関連性の深い項目を取り上げた。